

# 市民の皆さんへ

## ◆被災者支援などの情報をお知らせします

今回は、東日本大震災で被災した皆さんを対象とした各種支援や、放射線量の低減を図るための補助制度などについてお知らせします。申請には各種条件やそろえなければならない書類などがあります。不明な点がある場合は、担当課に確認のうえ申請してください。

### 東日本大震災の義援金を配分しています

国、または県に寄せられた義援金を配分します。建物が被害を受けた世帯の申請には「り災証明」が必要です。

▶対象世帯…◎住宅が全壊、または半壊した世帯◎東京電力第一原子力発電所から30kmの圏内にある世帯(避難・屋内退避指示世帯)◎計画的避難区域に設定された区域内にある世帯

▶1世帯あたりの配分額(一次配分)…◎国の義援金＝◎全壊の世帯には35万円◎大規模半壊・半壊の世帯には18万円◎県の義援金＝5万円

▶注意点…◎単身赴任先が避難区域になり、かつ住民票を異動していない人も該当します◎当初、り災申請をした段階では被害の程度が基準に該当しなかった場合でも、その後の余震などにより被害が拡大している場合は、義援金やその他支援制度に該当する可能性があります。再度、防災安全課に被害調査を依頼してください

◇申請・問い合わせ…社会福祉課(☎39-1241)

### 災害援護資金貸付金をご利用ください

今回の震災により被災した人が、生活の立て直しを図る際に利用できる貸付制度です。貸し付けを受けるには、被災の程度や所得制限などの条件があります。詳細はお問い合わせください。

▶対象…被災した日に本市に住所を有していた人※被災した日に本市以外に住所があった人は、旧住所地で同様の貸付制度を利用することができません

▶限度額…◎住居の全壊＝250万円◎住居の半壊＝170万円◎家財の3分の1以上の損害＝150万円▶貸付利率…年1.5%※連帯保証人がいる場合と据置期間(6年)は無利子です

▶償還期間…13年以内※据置期間を含みます

◇問い合わせ…社会福祉課(☎39-1241)

### り災証明を発行します

今回の震災で建物などに被害があった場合、り災証明書を発行します。被害状況の分かる写真と印鑑をお持ちください。

◇問い合わせ…防災安全課(☎39-1227)

### 被災者生活再建支援金を支給します

今回の震災で住宅に被害があった世帯を対象に、被害状況や再建方法に応じて支援金が支給されます。申請には「り災証明」が必要です。

▶対象世帯…◎住宅が全壊した世帯(全壊)◎住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅のすべてを解体した世帯(半壊解体)◎震災により危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間続いている世帯◎住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊)

▶支援額…◎基礎支援金＝◎全壊・半壊解体には100万円◎大規模半壊には50万円◎加算支援金＝◎住宅の建設・購入には200万円◎住宅の補修には100万円◎住宅の賃借には50万円

▶注意点…◎加算支援金は、基礎支援金受給者に限り支給されます◎受給できるのは基礎支援金、加算支援金ともそれぞれ1回限りです

▶申請期間…◎基礎支援金＝来年4月10日まで※冬期間を迎えると解体に時間を要する場合がありますので、余裕をもって手続きをお願いします◎加算支援金＝災害発生日から37カ月以内

◇申請・問い合わせ…社会福祉課(☎39-1241)

### 罹災救助基金協議会給付金交付の取りやめ

罹災救助基金協議会給付金は、今回の震災の被害が甚大であったため、協議会の全財産を充当してもその交付が不可能との判断に至りました。そのため、協議会では基本財産など3億円を県に寄付し、県義援金として被災者に給付します。配分額や対象は県義援金配分委員会に委ねられますので、今回の震災に係る県基金協議会からの直接の給付はありません。

◇問い合わせ…社会福祉課(☎39-1241)

## 壊れた建物の解体やガレキの撤去を支援します

市では、震災で壊れた建物の解体や、地震によって崩れたブロック塀、土壁などのガレキの収集を行っています。費用はかかりませんが、市職員による現地調査が必要ですので、事前にご連絡ください。

### 【解体工事】

▶**対象**…次の条件をすべて満たす建物◎全壊、大規模半壊、半壊のいずれかの判定を受けている建物◎所有者が解体を了承している建物

▶**注意点**…◎対象となる建物の判定は、市が交付する「り災証明」に基づきます。必ずご用意ください◎建物の中の家財道具は、解体前に片付けてください

### 【ガレキの収集】

▶**注意点**…◎修復工事で発生したガレキは含まれません

### 自己負担で解体やガレキ処分を行った人へ

すでに自己負担で壊れた建物の解体やガレキの処分を行った人は、その際にかかった経費を市が負担しますので、申し込みをしてください。

▶**持ってくるもの**…◎震災によって壊れたことが確認できる建物の写真◎支払った金額の内訳が分かる見積書や請求書◎解体を行った場合は、半壊以上の判定のある「り災証明」

▶**支払い方法**…請負業者など、費用を支払った相手先から返金されます

▶**注意点**…修復工事の費用やその際に出たガレキを処分した費用は該当しません

▶**締め切り**…12月28日(水) ※まだ申し込みがお済みでない人はお急ぎ下さい

◇**申し込み・問い合わせ**…廃棄物対策課(☎27-3961)

## 浄水発生土を保管し、飛散防止に努めます

現在、本市の水道水から放射性物質は検出されていませんが、浄水発生土(水道水ができる工程で取り除かれる泥やごみ)からは、放射性物質が検出されています(下記の表のとおり)。これは、放射性物質が付着していた原水中の泥などが、ろ過・脱水することで圧縮され大量の浄水発生土となるからです。

放射性物質を含む浄水発生土のうち、高濃度のものは、現在、最終処分先が決定しておらず、当面は滝沢浄水場や東山浄水場の敷地内で保管し、飛散防止に努めていきます。

◇**問い合わせ**…水道部滝沢浄水場(☎22-0963)

### 浄水発生土中の放射性物質の検査結果(各施設の直近値)

採取日	採取場所	放射性セシウム	放射性ヨウ素
7/25(月)	馬越浄水場	720 Bq(ベクレル)/kg	検出されず
8/22(月)	東山浄水場	380 Bq/kg	検出されず
9/8(月)	滝沢浄水場	2,400 Bq/kg	検出されず

## 子どもたちのために地域が行う放射線量の低減作業を補助します

市では、子どもたちが過ごす時間が長い通学路や公園などの放射線量の低減を図るため、町内会や地域のボランティア団体などが行う作業に対し、必要な経費を補助します。

▶**対象団体**…町内会、又は一つの町内会の中で組織されているボランティア団体や子ども会など

▶**対象作業**…通学路の歩道や側溝、公園、広場などの清掃や草刈

▶**対象経費**…◎消耗品購入費用(手袋、カップ、ゴミ袋、鎌など)◎備品購入費用(高圧洗浄器、草刈機、放射線測定器など)◎部分的な作業委託費用(運搬作業など)

▶**補助額**…限度額 50万円

▶**申請方法**…環境生活課に備え付けの申請書に必要な事項を記入のうえ、直接、環境生活課へ提出※申請には作業計画書の添付が必要です。計画書の書き方など、詳細はお問い合わせ下さい

▶**注意点**…◎民家や事業者の敷地は対象外です◎広範囲の表土の除去は対象外です◎燃やせるごみと川ざらいの土砂以外の廃棄物は、各地区で一時的に保管してください◎同一町内会に実施団体が複数ある場合、実施場所が重複しないように調整してください

▶**締め切り**…◎第1回=10月25日(火) ◎第2回=11月25日(金)

### 説明会を実施します

各公民館などで、町内会の代表者を対象とした説明会を開催します。日程など詳細は、町内会を通じて連絡します。

◇**問い合わせ**…環境生活課(☎39-1221)

## 水道水のモニタリング検査機器を導入しました

市では、水道水の放射性物質の検査を行うため、県より「ゲルマニウム式半導体検出装置」の貸し出しを受けました。これにより、県が行っていた本市の水道水のモニタリング検査は、今後は水道部で行っていきます。また、時間をかけての検査が可能になるため、「5 Bq(ベクレル)/kg」だった検出下限値を、1週間に1カ所程度の割合で「1 Bq/kg」にまで引き下げて検査ができるようになります。

市では、今後も定期的に検査を実施して、その結果を皆さんにお知らせします。

◇**問い合わせ**…水道部滝沢浄水場(☎22-0963)

◇**全体の問い合わせ**：災害対策本部

電話：0242-39-1227

※問い合わせ時間：平日の午前8時30分～午後5時